

請願第5号

香芝市庁舎敷地内に新設された特定屋外喫煙場所の
2箇所を早急に撤去することを求める請願書

令和4年12月5日

請 願 者

[Redacted Name]
[Redacted Address]
[Redacted Contact Info]

紹介議員

筒 井 寛

香芝市庁舎敷地内に新設された特定屋外喫煙場所の
2箇所を早急に撤去することを求める請願書

1. 請願の要旨

令和4年8月23日付けで [REDACTED] ([REDACTED]) が提出した請願書が香芝市議会（9月12日総務建設委員会）で審議される以前に喫煙所が新設されました。

請願権は基本的人権のひとつとして憲法で保障されたものであり、議会に提出された請願は誠実に審議して処理されるべきであり、喫煙所新設に反対する請願があるにもかかわらず設置されたことは極めて遺憾であり、撤去を求めます。

2. 請願の理由

① 分煙は禁煙に向かう過渡期の施策であります。社会は既に分煙の時代から禁煙の時代に向かっております。

平成30年4月に香芝市は奈良県下の他市に先駆け敷地内禁煙を達成しており、それにも関わらず香芝市議会が今頃になって分煙と称して喫煙所を設置したことに反対の異議を申し立てるものであります。

② 議場のロビー階の屋上テラスに設けられた喫煙所の実態は議員と職員の専用喫煙所とされ、一般市民の喫煙所には簡易な目隠しがあるとはいえ、庁舎敷地内のバス停と隣接する位置にあって明らかに受動喫煙誘発の可能性ががあります。

以上、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。